

本部共済給付金請求書

自運労 本部共済会

該当の太枠内を必ずご記入下さい。

請求者	支部	分会	氏名	印
	住所 〒			

請求項目及びご提出される添付証明書の項目を○で囲み担当者に提出して下さい。

請求項目	項目 及び 添付証明書類
1. 会員死亡	1. 病死、自然死、その他 2. 事故死 3. 指定伝染病死 ☐ 左記 1. 2. の場合「死亡診断書」「死体検案書」 ☐ 2. の場合上記に加え「事故発生証明」 ☐ 会員及び受取人の「戸籍謄本」
2. 重度障害	1. 私病により、障害等級 1 ～ 2 級に該当する者 ☐ 「障害診断書（全労済指定の書式）」
3. 障害給付	1. 後遺症（ ）級 1 ～ 1 4 級 ☐ 「発生原因証明（全労済指定の書式）」 ☐ 「障害診断書（全労済指定の書式）」
4. 事故入院 (180日限度)	1. 事故入院 発生日月日 年 月 日から 日間 ☐ 「事故発生証明書（全労済指定の書式）」 ☐ 「入院治療証明診断書（全労済指定の書式）」
5. 住宅災害 (火災、風水害、地震等)	1. 全焼、全壊 5. 一部焼壊 2. 全壊流失 6. 床上浸水 3. 半焼、半壊 7. 同居親族の死亡 ☐ 「罹災証明（地方公共団体発行の物）」 ☐ 「被災状況報告書（全労済指定の書式）」

上記が「再共済給付」の項目です。給付条件や制約がありますので裏面の注意事項をよくお読みください。
 尚、下記の「内部共済給付」の該当項目も併給されますので該当項目の有る方は同時にご請求ください。

請求項目	給付額	添付証明書類（コピー可）
1. 会員(本人)死亡	¥ 50,000	☐ 会員との血縁関係を証明する「戸籍謄本」又は「住民票」 ☐ 「死亡届」又は死亡の記載のある上記の書類。
2. 配偶者死亡	¥ 50,000	
3. 実父母・実子 配偶者実父母死亡	¥ 10,000	
4. 結婚祝い金（1回限り）	¥ 30,000	☐ 「結婚証明書」又は婚姻届け後、婚姻記載のある「住民票」
5. 出生祝い金	¥ 20,000	☐ 親子関係を証明する、事由発生日時が記載された書類
6. 入学祝い金（小学生のみ）	¥ 20,000	☐ 市区町村発行の「入学証明書」又は、会員との血縁関係を証明し子の生年月日の確認ができる書類「住民票」等

上記の給付請求の事由発生は、本部共済規定第 1 9 条（酒気帯び・無謀行為）に該当せざるものである事を証明致します。

年	月	日	分会担当責任者	印
審査結果	年	月	日	給付決定額 ¥

本部共済会規定 第 17 条別表早見表

(改訂実施) 2026 年 5 月 1 日

再共済給付【全労済による給付】				
給付請求項目		給付の種類	給付額	給付条件・手続き等
1. 会員死亡		病死、自然死	1,000,000 円	・原則として一年以内に必要書類を揃えて提出して下さい。 ・死因が「不慮の事故」の場合で、既に事故入院給付を受給している場合、その受給分は控除されて給付されます。 ・給付受取人(受給権利者)の順位は原則として法定通りですが、その資格者が定かでない場合、必ず受取人指定届を提出して下さい。
		不慮の事故による死亡	2,000,000 円	
		交通事故死亡	4,000,000 円	
2. 重度障害		病気等による場合	1,000,000 円	・身体障害等級別支払割合表の 1～2 級、3 級の一部に相当の障害を残した場合の給付。 ・事故発生後、原則として 1 年以内に「事故発生通知書」を提出して下さい。(指定書式)
		不慮の事故による場合	2,000,000 円	
		交通事故による場合	4,000,000 円	
3. 障害給付		不慮の事故による場合	40,000～900,000 円	・「交通事故」「不慮の事故」及び法による指定伝染病により身体障害等級別支払割合表の 1～2 級、3 級の一部に相当の障害を残した場合の給付。 ・事故発生後、原則として 1 年以内に「事故発生通知書」を提出して下さい。(指定書式)
		交通事故による場合	120,000 円～2,700,000 円	
4. 事故入院		不慮の事故による入院	日額 1,000 円	・「不慮の事故」による原因によって、その事故発生日から 180 日以内に入院治療があった場合、入院日数に応じて 180 日を限度に給付。 ・同一事故が原因で入退院が繰り返された場合 事故発生日から 180 日以内に開始された入院のみ該当。 ・事故発生後、原則として 1 年以内に「事故発生通知書」を提出して下さい。
		交通事故 (5 日以上)	日額 7,000 円	
		交通事故 (4 日以下)	日額 4,000 円	
		交通事故による通院	日額 3,000 円	
5. 住宅災害		全焼、全壊、流失	30,000～100,000 円	・会員が現に居住する「住宅(所有の貸家・店舗・事務所・作業場等を除く)」が火災・落雷・破裂・爆発・航空機墜落・車両の飛込み・地震・津波・噴火・暴風雨・旋風・突風・台風・高潮・高波・洪水・なが雨・豪雨・雪崩れ・ひょう・土砂崩れ・地割れ・断層・地滑り・他 これらに類する災害において損傷、損害を受けた場合、割合、原因に応じて給付されます。 ・災害発生時は直ちに「全労済」又は「本部共済」にご連絡下さい。給付に必要な申請等の指示を行います。
		半焼、半壊	15,000～90,000 円	
		一部損壊	1,000～30,000 円	
		床上浸水	1,000～15,000 円	
		同居親族の死亡	50,000 円	

内部共済給付	会員死亡給付	会員（本人）死亡	50,000 円	・会員が死亡した場合に給付。 ・「死亡証明書」手続き後の「住民票」及び「謄本」
	家族死亡給付	会員の配偶者死亡	50,000 円	・会員の配偶者が死亡した場合に給付。 ・会員との婚姻関係が証明される様式の書類。
		会員実父母死亡	10,000 円	・会員実父母が死亡した場合に給付。 ・会員との親子関係が証明される様式の書類。
		会員の配偶者父母死亡	10,000 円	・会員の配偶者実父母が死亡した場合に給付。 ・会員配偶者との親子関係が証明される様式の書類。
		会員実子死亡	10,000 円	・会員実子が死亡した場合に給付。 ・会員との親子関係が証明される様式の書類。
	祝い金給付	結婚祝い金	30,000 円	・会員が婚姻した場合に給付。(在籍中 1 回のみ) ・婚姻関係が証明される様式の書類。
		入学祝い金	20,000 円	・会員と同一生計にある子供が小学校に入学した場合に給付。 ・「各市区町村発行の入学証明書」「住民票」
		出生祝い金	20,000 円	・会員と配偶者の間に子が出生した場合。 ・「出生証明書」「住民票」「謄本」

- ・請求までの事前手続き

住宅災害の場合には速やかに「全労済」又は「本部共済会」に連絡の事。
不慮の事故の場合、発生から出来るだけ早く「事故発生通知書」を提出して下さい。
- ・請求権の時効

再共済給付（全労済）は原則として事由発生日より 2 年。
内部共済給付（本部共済）は事由発生日より 1 年。
- ・用語の説明

「不慮の事故」共済機関の定める事故。
「法指定伝染病」厚生省の定めた伝染病。